

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月22日
【事業年度】	第27期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	日本調剤株式会社
【英訳名】	NIHON CHOUZAI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三津原 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3510-6131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 藤森 基成
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3510-6131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 藤森 基成
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第27期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

① 会社の機関の基本説明

(訂正前)

<取締役会>

取締役会は、毎月一回の定例会合を開催しており、また特段の必要性が生じた場合は、臨時の会合を召集・開催しております。原則として取締役及び監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。

<監査役会>

監査役会は、監査役全員の協議組織として監査役会を組織しており、監査役相互の情報共有、効率的な監査を行う体制であります。

(訂正後)

<取締役会>

取締役会は、毎月一回の定例会合を開催しており、また特段の必要性が生じた場合は、臨時の会合を召集・開催しております。原則として取締役及び監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。

<監査役会>

監査役会は、監査役全員の協議組織として監査役会を組織しており、監査役相互の情報共有、効率的な監査を行う体制であります。

<取締役の定数>

当社の取締役は、本提出報告書提出日現在において10名以内とする旨、定款に定めております。

<取締役の選任決議>

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、また累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

<株主総会の特別決議>

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款で定めております。

<中間配当の決定機関>

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨、定款に定めております。

<自己の株式の取得>

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うことを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

<取締役の責任免除>

当社は、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、会社法第426条第1項の規定により、定款に定めております。これは、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

<監査役の責任免除>

当社は、任務を怠ったことによる取締役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、会社法第426条第1項の規定により、定款に定めております。これは、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。